

市町村が定める大規模集客施設の立地に係る広域調整 を伴う都市計画の決定及び変更の事務処理要領

第1 趣旨

都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第19条第3項の協議を行うにあたり、県は、同条第5項の規定により関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること(以下「広域調整」という。)ができる。この広域調整のうち、大規模集客施設の立地に係る広域調整を伴う事務を円滑に処理するため、本要領を定めるものとする。

なお、用語の定義、評価項目及びその考え方については、別途定める「大規模集客施設の立地に係る広域調整の判断基準」(以下「判断基準」という。)によるものとする。

第2 市町村が定める大規模集客施設の立地に係る広域調整を伴う都市計画の決定及び変更の手続(別紙1参照)

(1) 立地市町村は、都市計画の決定及び変更に係る事務手続を円滑に処理する観点から、必要に応じて知事に対し事前協議を行うことができる。

なお、事前協議を行うことを基本とする。

(2) (1)の市町村は、様式第1号により知事に事前協議をするものとする。この際、判断基準による検討書を添付するものとする。

(3) 知事は、(2)の協議があった場合、その写しを関係市町村へ送付するものとともに、立地市町村、関係市町村及び県による会議を開催するものとする。

なお、立地市町村は、この会議において(2)について説明をするものとする。

(4) 関係市町村は、会議開催の日の翌日から起算して概ね1月を経過する日までに、様式第2号により、判断基準に基づき、当該大規模集客施設の立地が自市町村に与える影響の観点からの意見及びその根拠を知事に提出するものとする。

なお、会議において、上記の提出期限について確認するものとする。

(5) 知事は、(4)による意見を取りまとめ、県の意見とともに立地市町村へ送付するものとする。

なお、関係市町村及び県の意見がない場合は、その旨を立地市町村に通知する。また、この場合(6)を省略することができる。

(6) 立地市町村は、必要に応じて知事と調整を図り、(5)の送付の日の翌日から起算して概ね1月を経過する日までに、関係市町村及び県の意見への対応について、様式第3号により知事に報告するものとする。

(7) 知事は、(6)の報告を受けた場合は、判断基準に基づき、関係市町村の意見等及びそれに対する立地市町村の対応を参考として事前協議に対する意見をまとめるものとする。

なお、この際、立地市町村、関係市町村及び県の間で意見の相違があるなど慎重な判断が必要と認められる場合は、岩手県都市計画審議会の意見を聴くものとする。

また、知事は、事前協議に対する意見を立地市町村に、事前協議に対する意見と(6)の立地市町村の対応を関係市町村に送付するものとする。

(8) 立地市町村は、(7)の意見等を踏まえて原案を固め、市町村が定める方法により公聴会の開催等、公告及び都市計画の案の縦覧並びに市町村都市計画審議会への付議等を行うものとする。

(9) 知事は、(8)の原案について、関係市町村の住民への周知が必要と認めるときは、立地市町村に対して、公聴会の日時等を広報、その他適切な方法で、住民に周知するよう、関係市町村に依頼することを求めることができるものとする。

(10) 市町村は、市町村都市計画審議会の議を経た後、様式第4号により知事に協議するものとする。

知事は、この協議を受けた場合は、その概要を県都市計画課のホームページで公表するものとする。

なお、事前協議の内容に変更を加えることなく都市計画の案を作成した場合は、事前協議と同一の書類について、添付を省略できるものとする。

(11) 知事は、(10)の協議があった場合、その写しを関係市町村に送付するとともに、会議の開催が必要と判断した場合は、立地市町村、関係市町村及び県による会議を開催するものとする。

なお、立地市町村は、この会議において(10)について説明するものとする。

(12) 知事は、会議を開催する必要がないと判断した場合は、その旨を立地市町村及び関係市町村に通知するものとする。

なお、この場合、関係市町村は、様式第5号により、大規模集客施設の立地が自市町村に与える影響の観点からの意見及びその根拠を知事へ提出するものとする。

(13) 関係市町村は、(11)の会議開催の日の翌日から起算して概ね1月を経過する日までに、様式第5号により、当該大規模集客施設の立地が自市町村に与える影響の観点からの意見及びその根拠を知事へ提出するものとする。

なお、会議において、上記の提出期限について確認するものとする。

(14) 知事は、(12)又は(13)の意見を取りまとめ、県の意見とともに立地市町村へ送付するものとする。

なお、知事は、都市計画法第24条第6項の規定に基づき、必要があると認めるときは、立地市町村に対し、期限を定めて、当該都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとるべきことを求めるものとする（以下「措置の求め」という。）。

この場合は、不要又は不当な措置の求めが行われることのないよう、同法第19条第4項に規定する協議の観点（一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点）と同様の観点から行うとともに、その合理的な理由についてもあわせて明示するものとする。

また、関係市町村及び県の意見がない場合は、(15)を省略することができる。

(15) 立地市町村は、必要に応じて知事と調整を図り、(14)の送付の日の翌日から起算して概ね1月を経過する日までに、関係市町村及び県の意見への対応について、様式第6号により、知事に報告するものとする。

なお、知事から、措置の求めを受けた場合には、これに対して講じた措置若しくは講じようとする措置又は何ら措置を講じない場合にはその旨を、合理的な理由を

付して明示するものとする。

- (16) 知事は、(12)の会議の必要がない場合又は(15)により立地市町村から対応について報告を受けた場合は、判断基準に基づき、関係市町村の意見等及びそれに対する立地市町村の対応を参考として協議に対する県の意見を取りまとめ、町村においては同意の可否を判断するものとする。

なお、この際、立地市町村、関係市町村及び県の間で意見の相違があるなど慎重な判断が必要と認められる場合は、岩手県都市計画審議会の意見を聴くものとする。

また、知事は、協議に対する県の意見を立地市に、同意の可否を立地町村に、協議に対する県の意見又は同意の可否並びに(15)の立地市町村の対応を関係市町村に送付するものとする。

- (17) 知事は、(16)の概要について県都市計画課のホームページで公表するものとする。

- (18) 立地町村は、知事からの同意通知後、立地市は知事との協議後、速やかに都市計画を決定し、法第20条第1項及び第2項（法第21条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、市町村が定める方法により告示及び縦覧を行うものとする。

- (19) 法第20条第1項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の図書の写しの送付は、告示後、様式第7号により速やかに行うこと。

様式第1号（第2の(2)関係）

番 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

市（町村）長 名

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（事前協議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第3項（第21条第2項において準用する同法第19条第3項）の規定により同意を得る（協議する）予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理する必要があるので、あらかじめ岩手県の意見を伺います。

記

1 都市計画の種類

2 都市計画を決定（変更）する土地の区域

（別紙図面のとおり）

3 添付書類

- | | |
|--|----|
| (1) 都市計画の図書（総括図、計画図及び計画書） | 1部 |
| (2) 都市計画決定（変更）理由書 | 1部 |
| (3) 都市計画の策定の経緯の概要を示す書面
（都市計画の案を作成するための公聴会、説明会等の開催の状況等計画案の作成の経緯及び告示までのスケジュールを記載するものとする。） | 1部 |
| (4) 建築予定施設の内容 | 1部 |
| (5) 県の判断基準による検討書 | 1部 |
| (6) その他参考資料 | 1部 |

様式第2号（第2の(4)関係）

番 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

市（町村）長 名

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事前協議に係る意見について

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第3項を準用し運用する〇〇市町村の〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事前協議案について、本市（町村）の意見を下記のとおり回答します。

記

- 1 都市計画の種類
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）（事前協議）

- 2 意見
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 3 添付書類
(1) 2の意見の根拠等

※具体的な意見がない場合は意見なしとし、3については不要とする。

番 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

市（町村）長 名

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）の事前協議に係る意見回答について
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第5項を準用し運用する規定に基づき、関係市町村から提出された意見について、本市（町村）の対応を下記のとおり回答します。

記

- 1 都市計画の種類
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）（事前協議）

- 2 関係市町村の意見に対する対応
 - (1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - (2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - (3) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 3 添付書類
 - (1) 2の対応の参考資料

※関係市町村から具体的な意見がない場合は、提出は不要とする。

番 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

市（町村）長 名

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（協議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第3項（第21条第2項において準用する第19条第3項）の規定により、協議します。

記

1 都市計画の種類

2 都市計画を決定（変更）する土地の区域

（別紙図面のとおり）

3 添付書類（※事前協議時と同一の書類については省略可）

- | | |
|---|----|
| (1) 都市計画の図書（総括図、計画図及び計画書） | 1部 |
| (2) 都市計画決定（変更）理由書 | 1部 |
| (3) 都市計画の策定の経緯の概要を示す書面
（都市計画の案を作成するための公聴会、説明会等の開催の状況等計画案の作成の経緯及び告示までのスケジュールを記載するものとする。併せて、市（町村）都市計画審議会の議決を証する書面の写しを添付するものとする。） | 1部 |
| (4) 建築予定施設の内容 | 1部 |
| (5) 県の判断基準による検討書 | 1部 |
| (6) その他参考資料 | 1部 |

番 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

市（町村）長 名

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に係る意見について

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第5項の規定により、
〇〇市町村の〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について、本市（町村）の意見を下記のとおり
回答します。

記

- 1 都市計画の種類
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）

- 2 意見
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 3 添付書類
(1) 2の意見の根拠等

※具体的な意見がない場合は意見なしとし、3については不要とする。

番 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

市（町村）長 名

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に係る意見の回答について

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第5項の規定により、関係市町村から提出された意見について、本市（町村）の対応を下記のとおり回答します。

記

1 都市計画の種類

〇〇都市計画〇〇の決定（変更）

2 関係市町村の意見に対する対応

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 都市計画法第24条第6項の規定に基づく措置の求めに対して講じた措置等及びその合理的理由

4 添付書類

(1) 2の対応の参考資料

(2) 3の対応の参考資料